

監査基準報告書 300「監査計画」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 300 監査計画 2011年12月22日 改正 2019年 6 月 12日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 12 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 監査チームの主要メンバーの参画》(第 4 項参照) A4. 監査経験や洞察力を十分に有する監査責任者及び監査チームの主要メンバーが監査計画の策定に参画することによって、監査計画のプロセスの有効性と効率性を高めることができる。なお、監査基準報告書315第16項及び第17項には、財務諸表の重要な虚偽表示の生じやすさについての監査チーム内の討議に関する指針を記載している。また、監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」第29項には、不正による財務諸表の重要な虚偽表示の可能性についての監査チーム内の討議における重点項目に関する指針を記載している。 (省 略) 《Ⅳ 適用》	監査基準報告書 300 監査計画 2011年12月22日 改正 2019年 6 月 12日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 最終改正 2023年 1 月 12日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 12 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 監査チームの主要メンバーの参画》(第 4 項参照) A4. 監査経験や洞察力を十分に有する監査責任者及び監査チームの主要メンバーが監査計画の策定に参画することによって、監査計画のプロセスの有効性と効率性を高めることができる。なお、監査基準報告書315第16項及び第17項には、財務諸表の重要な虚偽表示の生じやすさについての監査チーム内の討議に関する指針を記載している。また、監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」第14項には、不正による財務諸表の重要な虚偽表示の可能性についての監査チーム内の討議における重点項目に関する指針を記載している。 (省 略) 《Ⅳ 適用》

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年 1 月12日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年 1 月12日改正）
《付録 監査の基本的な方針を策定する際の考慮事項》（第 6 項、第 7 項、A8 項から A11 項参照） (省 略)	《付録 監査の基本的な方針を策定する際の考慮事項》（第 6 項、第 7 項、A8 項から A11 項参照） (省 略)
以 上	以 上

以 上